

登録事項等変更届出について

電気工事業を登録している業者の方は、下記の登録事項に変更があった場合には、変更届出書の届出が必要です。

記

1 変更事項

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 電気工事の種類
- (4) 法人の代表者
- (5) 法人の役員
- (6) 営業所の名称
- (7) 営業所の所在地
- (8) 主任電気工事士の氏名及び免状の種類
- (9) 営業所の新設・廃止 等

- 2 届出先 千葉県防災危機管理部 産業保安課（電気担当）
千葉県庁中庁舎7階 千葉市中央区市場町1番1号
電話：043 - 223 - 2722
受付時間：午前9時～12時 午後1時～午後5時

千葉県庁は、土日祝日に事務の取扱を行っておりませんので注意してください。

3 注意事項

変更の届出にあたっては、それぞれ添付書類が必要ですので次ページの一覧表を参考にしてください。

また、上記(1)～(3)については、手数料が必要となります。

登録事項等変更届出書添付書類一覧表

変更する内容により下記のとおり必要書類が異なります。

変更事項 必要書類	1 氏名又は名称	2 住所	3 営業所の名称	4 営業所の所在地	5 電気工事の種類	6 主任電気工事士又は工事士資格	7 法人の代表者・役員	8 営業所の増設・廃止	9 譲渡承継	10 相続承継	11 建設業許可取得
登録事項等変更届出書（様式第11）											
手数料（千葉県収入証紙 2,200円）											
（個人の場合）戸籍抄本											
（法人の場合）履歴事項全部証明書（登記事項証明書）											
（個人の場合）住民票											
誓約書（登録の拒否要件に該当しない旨の誓約）											
主任電気工事士の雇用証明書											
主任電気工事士の電気工事士免状の写し （第一種の場合は講習履歴のページの写しも必要。）											
主任電気工事士の実務経験証明書											
承継届出書（様式第6）											
譲渡証明書（様式第8）											
相続証明書（様式第10）又は相続同意証明書（様式第9）											
被相続人の戸籍（除籍）謄本 （登録者の死亡及び法定相続人全てが確認できるもの）											
登録証											

問い合わせください

別に説明あり

別に説明あり

は必須。 はどちらか。 は第一種の場合は不要。

は内容により不要ですので問い合わせください。

千葉県内に住民票がある個人の場合は不要です。

（住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。）

- 1 (有) (株) (株) (株) × × 等同一法人組織内での名称変更。
「法人設立」「事業の譲渡」の手続は、「譲渡承継」。「相続」は「相続承継」
- 2 行政による住居表示も手続き必要。（ の代わりに「住所表示変更証明書」を添付）
- 6 同一人での資格(第二種 第一種)変更の場合、誓約書・雇用証明書は省略できます。
- 8 営業所とは、電気工事の作業の管理を行う店舗。（建設業法とは定義が違います）
営業所を千葉県以外に設置する場合は、問い合わせください。

譲渡承継（一覧表No.9）

個人から法人へ組織の変更を行った場合は、下記により届出をしてください。

また、個人から個人、法人の合併等は、下記説明の「個人」を「前登録者」、「法人」を「新登録者」と読み替えて手続きをしてください。

記

1. 必要書類等

- (1) 登録事項等変更届出書（様式第11）
- (2) 登録電気工事業者承継届出書（様式第6）
- (3) 電気工事業譲渡証明書（様式第8）
- (4) 法人の登記簿謄本 1通
- (5) 誓約書
- (6) 登録電気工事業者登録証
- (7) 手数料 千葉県収入証紙 2,200円

※千葉県収入証紙は、県庁中庁舎地下1階売店にて販売しています。

2. 記入上の注意

(1) 登録事項等変更届出書（様式第11）

- ①届出者の「住所・氏名又は名称・代表者の氏名」欄は法人の内容で記入すること。
- ②「2変更事項の内容」の欄は、該当する項目のみ記入すること。
- ③「3変更の年月日」は、法人の設立（登記）年月日を記入すること。

(2) 登録電気工事業者承継届出書（様式第6）

- ①届出者の「住所・氏名又は名称・代表者の氏名」欄は法人の内容で記入すること。
- ②被承継者は「個人」、承継者は「法人」になります。
- ③「被承継者が登録を受けた……」の欄は、個人の登録内容を記入すること。
- ④「承継者が登録を受けた……」の欄は、「登録なし」に○をする。

(3) 電気工事業譲渡証明書（様式第8）

- ①「譲り渡した者」には個人、「譲り受けた者」には法人の内容を記入すること。
- ②「1登録を受けた年月日及び登録番号」の欄は、個人の登録内容を記入すること。
- ③「2営業所の名称及び……」の欄は、個人の登録内容を記入すること。
- ④「3譲渡の年月日」は、法人の設立（登記）年月日を記入すること。

相 続 承 継 (一覧表No.10)

登録を受けた電気工事業者(個人登録の場合に限る。)の方が亡くなったことにより、その電気工事業を相続した場合は、下記により届出をしてください。

記

1. 必要書類等

- (1) 登録事項等変更届出書 (様式第 1 1)
- (2) 登録電気工事業者承継届出書 (様式第 6)
- (3) 登録電気工事業者相続同意証明書 (様式第9)

又は登録電気工事業者相続証明書 (様式第10)

※相続対象者が 1 人の場合は「様式第10」、複数の場合は「様式9」になります。

- (4) 戸籍 (除籍) 謄本 (登録者の死亡及び法定相続人全てが確認できるもの)
- (5) 相続人の住民票 1 通

(※千葉県内に住民票がある場合は不要です。

住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。)

- (6) 誓約書
- (7) 登録電気工事業者登録証
- (8) 手数料 千葉県収入証紙 2,200円

※千葉県収入証紙は、県庁中庁舎地下 1 階売店にて販売しています。

2. 記入上の注意

- (1) 登録事項等変更届出書 (様式第 1 1)

①届出者の「住所・氏名又は名称」欄は、相続人の内容で記入すること。

②「2 変更事項の内容」の欄は、該当する項目のみ記入すること。

③「3 変更の年月日」は、相続開始の年月日を記入すること。

- (2) 登録電気工事業者承継届出書 (様式第 6)

①届出者の「住所・氏名又は名称」欄は、相続人の内容で記入すること。

②被承継者は「従前の登録者」、承継者は「相続人」になります。

- (3) 電気工事業者相続同意証明書 (様式第 9) ・ 電気工事業者相続証明書 (様式第10)

①「証明者」は、

様式 9 の場合：選定相続人 (事業を相続する者) 以外の法定相続人全員が記名押印すること。

様式10の場合：相続人以外の 2 人以上が記名押印すること。

②「被相続人」とは、従前の登録者のことをいう。

③「相続開始の年月日」は、従前の登録者が亡くなった日とする。